

令和7年度

第6回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、村上誠一君、10番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求めるものです。

令和7年9月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋主任から説明いたします。

議長 小板橋主任の説明を求めます。

小板橋主任。

小板橋主任 それでは、農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

なお、今回の計画は10件ありますが、全て契約を更新する内容となっており、経営面積については変更がありません。新規と記載があるものもありますが、旧制度である利用権設定からの切替えによるものです。

それでは、1件目の計画からご説明いたします。

農地の所在は、榛東村大字長岡字樋呑沢1600番。現況地目、畑。面積1,573平米。権利の種類、賃貸借。利用目的は畑です。所有者は長岡の方で、期間は令和7年11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は高崎市の方です。なおこの農地は地域計画外の地域となります。

続いて、2番の計画です。

榛東村大字長岡字中野1636番1。現況地目、畑。面積、1,332平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑です。所有者は長岡の方で、期間は令和7年11月1日から10年間の令和17年10月31日までです。耕作者は高崎市の方で、地域計画外の地域となります。

3番の計画です。

榛東村新井字十二沢2070番1外2筆。現況地目、畑。面積は計3,592平米。権利の種類は賃貸借。利用目的は畑です。所有者は新井の方で、期間は令和7年11月1日から10年間の令和17年10月31日までです。耕作者は高崎市の方で、地域計画外となります。

4番の計画です。

榛東村大字長岡字下の前223番1外1筆。現況地目、畑。面積は計4,890平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑です。所有者は広馬場の方で、期間は令和7年11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は高崎市の方で、地域計画外となります。

次に、4ページの5番の計画です。

農地の所在は、榛東村大字広馬場字下の前225番外1筆。現況地目は畑。面積は計7,743平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑です。所有者は広馬場の方で、期間は令和7年11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は高崎市の方で、地域計画外となります。

6番の計画です。

榛東村大字長岡字平塚1938番4外1筆です。現況地目は畑。面積は計4,834平米。権利の種類は賃貸借。利用目的は畑です。所有者は長岡の方で、期間は令和7年11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は山子田の方で、地域計画外となります。

7番の計画です。

榛東村大字広馬場字南2913番外3筆です。現況地目は田。面積は計5,882平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は水田です。所有者は広馬場の方で、期間は令和7年

11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は長岡の方で、地域計画外となります。

続いて、5ページの8番の計画です。

榛東村大字広馬場字宮室980番2。現況地目、畑。面積は1,414平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は畑です。所有者は山子田の方で、期間は令和7年11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は長岡の方で、地域計画外となります。

9番の計画です。

榛東村大字新井字大川1279番1外4筆。現況地目は田と畑。面積は計8,041平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は水田と畑となります。所有者は広馬場の方で、期間は令和7年11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は長岡の方で、地域計画外となります。

10番の計画です。

榛東村大字山子田字北野1880番1。現況地目、畑。面積2,605平米。権利の種類、賃貸借。利用目的は施設栽培です。所有者は埼玉県の方で、期間は令和7年11月1日から5年間の令和12年10月31日までです。耕作者は渋川市の方で、地域計画外となります。

最後に、借手の営農状況についてご説明いたしますので、資料の7ページをご覧ください。

1人目の借手の営農状況につきまして、年齢は51歳、農業従事日数は年350日、現在耕作している農地の面積は7万7,264平米、主たる経営作物は長ネギ、水稻、緑肥、主な農機具の保有状況はトラクター1台、ロータリー1台、ネギの皮むき、根葉切り機1台、ネギ収穫機1台です。

次に、17ページをご覧ください。

2人目の耕作者につきまして、年齢25歳、農業従事日数は年300日、現在耕作している農地の面積は3万7,442平米、主たる経営作物は米、ナス、スイートコーン、主な農機具の保有状況についてはトラクター1台、動力噴霧機1台、管理機1台、軽トラック1台です。

次に、26ページをご覧ください。

続いて、広馬場の農地所有適格法人となりますので、様式が少し異なります。

この法人が耕作している農地の面積については約14ヘクタール、主たる経営作物は水稻とソバ、主な農機具の所有状況についてはコンバイン4台、田植機2台、トラクター4台、フォークリフト3台、乾燥機4台、もみすり機1台、ネギ選別機が1台です。

最後に、25ページをご覧ください。

4人目の耕作者につきまして、年齢55歳、農業従事日数は年200日、現在耕作している農地の面積は3万120平米、主たる経営作物はハウレンソウ、コマツナ、ナス、主な農機具の保有状況につきましてはトラクター5台、管理機3台、長ネギ皮むき機2台、軽トラック3台です。

説明は以上となります。

議 長 議案第1号について、事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしの声がありましたので、それでは、採決に移ります。

議案第1号について、異議なしと意見することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋主任退席)

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書27ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字虜海戸1145番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は269平米。権利は使用貸借。貸付人は長岡の方。借受人は山子田の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅103.51平成。転用理由、借受人は、現在、村内のアパートに親子3人で居住しているが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、実家の土地を借りて住宅を建築したいとのことです。貸付人は、借受人の申出に応じ、申請地を貸し付けたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

11番農業委員、萩原君。

萩原委員 11番農業委員の萩原です。

議案第2号、番号1ですが、事務局長の説明がありましたが、地元委員として補足説明させていただきます。

現地確認調書2ページから4ページになります。

場所は、3区コミセンから北に500メートル行ったところになりますが、西側は村道で、南は田んぼになっていますけれども、段差があるので、コンクリをして落下防止策をする予定になっています。北側は細い道になっていますけれども、特に問題はないです。雑排水は集落排水に接続されて、西側の村道からなっております。雨水は自然浸透になっています。特に問題ないと思いますので、私としては許可相当とされますので皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書27ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字堂塚1891番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は982平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅52.99平米が3棟と。転用理由、譲受人は、申請地は日当たりがよく、高崎・前橋の通勤圏であり、交通の便もよいため、建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第2号、番号2の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。地元委員として若干補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の5ページから7ページ、5ページをまず見ていただきたいと思います。

今回の申請地につきましては、南小の北門から約100メートルほど東のほうに行った左手でございます。南側、東側につきましては村道が走っていて、村道を挟んで南側は田んぼ、東側は畑、また、北側につきましては畑、西側につきましては住宅が何軒かあるというような立地でございます。そういった立地の中で、今回の申請につきまして、建売分譲住宅3棟というような形の申請でございます。建売分譲住宅の内容につきましては、生活雑排水につきましては、こちら両村道とも公共下水が通っていないということで、合併浄化槽をそれぞれ設置した中で、村道の側溝に放出する。また、雨水については敷地内の自然浸透というような形の中で処理をされるということでございます。周辺農地に与える影響はないと思われま。

また、今回の申請地につきましては1種農地ということでありまして、西側から集落接続という形の中でありまして、地元委員といたしますと許可相当というような形で考えられますので、よろしく皆様のご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書27ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字上野3627番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は918平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は高崎市の方。譲受人は東京都港区の方。転用目的は太陽光発電施設用地。施設等は太陽光パネル184枚。転用理由、譲受人は全国で太陽光発電を設置・運営しており、このたび、榛東村で太陽光発電施設を設置したいと考え、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったため、太陽光発電事業を行いたいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員、村上です。

ただいま説明いただきました議案第2号、番号3について、事務局長の説明どおりですが、地元委員として若干補足説明させていただきます。

現地確認調書は8ページから10ページとなっております。

場所としましては井戸尻の信号を箕郷方面に200メートルほど箕郷方面に進んでもらい、右側に20メートルぐらい上がったところ、もう本当に箕郷との境のところなんですけれども、周りにつきましては、南側が宅地、西側がソーラーシステム、北側が畑になっているんですけれども、この畑について、少し傾斜がついていますので、この場所に周りの畑に雨水が行くようなことはないと思います。両方ともこの土地はずっと遊休農地でしたので、周りに影響を与えることはないと思います。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3は原案のとおり許可相当といたしま

す。

以上、議案第2号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

10時45分まで休憩といたします。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時45分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時20分)